

長崎県立長崎東中学校・高等学校PTA会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会の名称は、長崎県立長崎東中学校・高等学校PTAとする。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を長崎県立長崎東中学校、長崎県立長崎東高等学校（以下「本校」という。）内に置く。

(目的)

第3条 本会は、学校、家庭及び地域社会が一体となって生徒の福祉を増進し、併せて家庭及び本校教育の向上に資することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 生徒の福利厚生に関する事
- (2) 本校の教育活動の援助に関する事
- (3) 家庭と学校の連携協力に関する事
- (4) 会員相互の研修に関する事
- (5) その他本校教育の振興に関する事

(会員)

第5条 本会は、次の各号の一に該当する者を会員とする。

- (1) 本校生徒の保護者
- (2) 本校の教職員
- (3) 本会の趣旨に賛同し、常任委員会の承認を受けた者

第2章 役員

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 顧問 | 若干名 |
| (4) 常任委員 | 若干名 |
| (5) 監事 | 2名 |
| (6) 庶務、会計 | 各1名 |

(役員の選出方法)

第7条 役員の選出方法は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、常任委員会において、選出する。
- (2) 副会長は、会長が推薦し、常任委員会の承認を得る。
- (3) 顧問は、校長及び常任委員会で推薦された者に委嘱する。
- (4) 常任委員（保護者）は、各学級から選出する。
- (5) 常任委員（教職員）は、校長の推薦による。
- (6) 監事は、常任委員会の推薦に基づき、会長が委嘱する。
- (7) 庶務及び会計は、会長が委嘱する。

(役員の任務)

第8条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等あるときはその職務を代行する。
- (3) 顧問は、本会の企画運営について会長の諮問に応ずる。
- (4) 常任委員は、本会全般の運営事項について協議する。
- (5) 監事は、本会の会計を監査する。
- (6) 庶務は、本会の事務を処理し、記録整理する。
- (7) 会計は本会の会計を担当する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は1カ年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員は、任期を過ぎても後任者決定までは、その職にあるものとする。
- 3 役員に欠員が生じた場合は、補充することができる。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

第3章 会議及び機関

(会議)

第10条 本会の会議は、総会、常任委員会及び役員会とする。

- 2 会議は、出席者の過半数の賛成を以て議決する。

(総会)

第11条 総会は、全会員で構成し、毎年度始めに開催する。ただし、常任委員会が必要と認めた場合は、臨時に開催することができる。

- 2 総会は、次の事項を協議する。
 - (1) 会則の改廃に関すること
 - (2) 事業計画並びに予算及び決算に関すること
 - (3) その他重要事項に関すること

(常任委員会)

第 1 2 条 常任委員会は、第 6 条に定める役員で構成し、必要に応じて会長が招集する。

2 常任委員会は、次の事項を協議する。

- (1) 役員の選出に関する事
- (2) 総会に付議する事項に関する事
- (3) 専門委員会の構成及び特別委員会の設置に関する事
- (4) その他本会の運営全般に関する事

(役員会)

第 1 3 条 役員会は、会長、副会長、顧問、監事、庶務及び会計を以て構成し、必要に応じて会長が招集する。

2 役員会は、次の事項を協議する。

- (1) 総会及び常任委員会に付議する事項に関する事
- (2) 事業計画及び予算の執行に関する事
- (3) 専門委員会及び特別委員会に関する事
- (4) 関係団体その他に関する事

(部会)

第 1 4 条 本会に、次の表に掲げる部会を置く。

部 会	活動内容
中学校部会	中学校 P T A の企画運営全般に関する事
高等学校部会	高等学校 P T A の企画運営全般に関する事

2 各部会に部長を置き、部会は必要に応じて部長が招集する。

(専門委員会)

第 1 5 条 本会に、次の表に掲げる専門委員会を置く。

専門委員会	活動内容
健全育成委員会	生徒の健全育成に関する事
広報委員会	広報及び「東の樹」の発行に関する事
研修委員会	会員の研修及び親睦に関する事
保健委員会	生徒の保健安全に関する事

2 各専門委員会は、副会長及び常任委員で構成する。

3 各専門委員会に委員長を置き、専門委員会は必要に応じて委員長が招集する。

(特別委員会)

第 1 6 条 常任委員会の承認を得て、特別委員会を設置することができる。

2 特別委員会の委員は、常任委員会において選出し、会長が委嘱する。

3 特別委員会は、その専門事項について、会長の諮問に応じて意見を具申する。

第4章 会計

(経費)

第17条 本会の経費は、会費及び入会金並びに寄付金その他を以て充てる。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 雑則

(会費額等)

第19条 会費及び入会金、会員の慶弔並びに本会が管理運営する購買部その他の事業会計については、総会の議決を経て別途定める。

(その他)

第20条 この会則に定めるほか本会の運営について必要な事項は、常任委員会で定める。

附 則

- 1 平成16年5月15日会則を一部改正し、平成16年4月1日から適用する。